

日本 SMO 協会 CRC 教育・公認要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、日本 SMO 協会（以下「協会」という）に所属する企業の治験コーディネーター（以下「CRC」という）に対する教育研修に関して必ず実施すべき基準を定め、これを実施することにより CRC の業務に必要なスキルの向上を図ることを目的とする。
- 2 第1項の目的を達成するため、日本 SMO 協会導入教育研修修了証発行 CRC（以下「導入研修修了 CRC」という）及び日本 SMO 協会 CRC 公認証発行 CRC（以下「公認 CRC」という）の制度を定めるものとする。
 - 3 第1項、第2項に基づき、協会は導入研修修了 CRC と公認 CRC からなる協会に登録を行った CRC（以下「登録 CRC」という）の情報をデータベース化して管理する制度を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱で「CRC」とは、企業に所属し契約に基づき、被験者対応を中心とした下記の治験の実施に係る支援業務を行う者をいう。
- 1) 治験事務局の設置・運営に関する業務
 - 2) 治験の実施に関する手順書の作成業務
 - 3) 治験審査委員会に関する業務
 - 4) 治験薬の管理に関する業務
 - 5) 治験についての被験者に対する説明と同意の取得
 - 6) 治験の実施に関する業務
 - 7) 治験依頼者が行うモニタリング及び監査並びに治験審査委員会及び規制当局による調査への協力
 - 8) 症例報告書の作成業務
 - 9) 治験中の有害事象の報告業務
 - 10) その他、治験の実施に関して必要な業務
- 2 この要綱で「企業」とは、協会に所属する治験施設支援機関をいう。
 - 3 この要綱で「導入教育」とは、CRC として必要な能力を養成・修得させる教育研修をいう。
 - 4 この要綱で「継続教育」とは、CRC として必要な能力を維持・向上させる教育研修であり、生涯にわたり修得する教育研修をいう。

5 この要綱で「治験」とは「製造販売後臨床試験」を含むものとする。

(企業の遵守事項)

第3条 各企業は、本要綱の策定意義を認識し、企業の責任においてこれを遵守しなければならない。

(CRCの能力)

第4条 CRCは、CRCとして必要な倫理、知識及び技能を備えなければならない。

(教育研修の体系)

第5条 CRCに対する教育研修は、導入教育及び継続教育とする。

(教育研修の対象者)

第6条 導入教育対象者は、CRCに任ずる予定の者とする。

2 継続教育対象者は、導入教育を修了したCRCもしくは同等の教育を受けたと判断される者とする。

(教育研修の内容)

第7条 企業は教育研修のカリキュラムを協会のモデルに準じて定めるものとし、それに基づき教育研修を行わなければならない。なお、教育研修モデルカリキュラムは要綱細則で定めるものとする。

2 教育研修カリキュラムは、導入教育（基礎教育・実務教育）と継続教育からなる。

3 導入教育は下記のとおりとし、CRCは必ず受講しなければならない。

1) 基礎教育においては、CRCとして必要な基礎的知識を修得させる。

2) 実務教育においては、企業のCRCとして行う支援業務を修得させる。CRCは必ず受講しなければならない。

4 継続教育は、修得した基礎的知識の保持とともに、医学薬学などの進歩や法改正に伴って新たに必要とされる内容を補充し修得させる。

(教育研修の開始)

第8条 教育研修の開始は下記のとおりとする。

1) 導入教育は、CRCに任ずる予定の者が入社した時点で随時開始する。

2) 継続教育は、前号が修了した者から随時開始する。

(教育研修組織)

第9条 企業における教育研修組織は下記のとおりとする。

- 1) 企業は、教育研修責任者を1名置き、協会に登録しなければならない。なお、教育研修責任者を変更したときは、速やかに協会に届けるものとする。
 - 2) 教育研修責任者は、企業内においてCRCの教育研修方針や計画の立案、実施及び評価に関する業務の責任ある者をいう。
 - 3) 企業は、必要に応じて教育研修担当者を置き、企業内において主としてCRCの教育研修計画の立案、実施及び評価の業務を行わせることができる。
 - 4) 教育研修における講師は、CRCの育成に適切な能力を有すると認められる者とする。
- 2) 教育研修責任者は、教育研修計画及びその実施結果について、内容と対象者を記録し、それを保管する。

(教育研修の委託)

- 第10条 企業は、本要綱で定める教育研修を他の教育研修組織へ委託することができる。
- 2) 委託する教育研修組織の教育研修カリキュラムは、要綱細則で定める教育研修モデルカリキュラムを満たしていることとする。

(CRCの導入教育研修修了証)

- 第11条 企業は、導入教育研修カリキュラムに基づいて研修を実施した者に対し、導入教育研修修了証を取得するべく、すみやかに協会へ申請する。
- 2) 協会は、申請された書類について審査し、適格と認められる者に対して、導入教育研修修了証を発行する。
 - 3) 導入教育研修修了証の申請の手続きは細則に定めるものとする。

(CRCの公認)

- 第12条 CRC公認試験の受験資格は、下記のとおりとする。
- 1) 前条第2項の規定に基づく導入教育研修修了証を取得していること。
 - 2) 導入教育研修修了日より、2年以上の実務経験を有すること。
- 2) 企業は、CRC公認試験の受験を希望する者に対し、受験票を受領すべく、協会へ申請する。
 - 3) 協会は、申請された書類について審査し、受験資格が認められる者に対して、受験票を交付する。
 - 4) CRC公認試験の受験手続きは細則に定めるものとする。
 - 5) 協会は、CRC公認試験に合格した者に対し、CRC公認証を発行する。
 - 6) CRC公認証は、発行日より5年で更新するものとし、更新の規定は細則に定めるものとする。

(登録CRCの情報管理)

第 13 条 協会は登録 CRC の情報をデータベース化して下記のとおり管理する。

- 1) 協会が登録 CRC の情報を管理する目的は、登録 CRC の継続教育受講状況と CRC 実務実績の臨床試験数などを協会として把握して、協会の活動方針の重要な参考とすることにある。また、登録 CRC のスキル向上と協会活動活性化を計る上での情報源とすることを目的とする。
- 2) 協会は、全企業の登録 CRC を対象として年 1 回継続教育受講状況と実務経験の調査を行い、情報をデータベース化する。
- 3) データベースは、協会事務局が厳重に管理し、企業秘密と個人情報漏洩防止を厳守する。
- 4) 管理方法は細則に定めるものとする。

(公認の取り消し)

第 14 条 公認 CRC が各号のいずれかに該当するときは、理事会の審議を経て、公認を取り消すことができる。

- 1) 申請書および提出書類に、虚偽の申請があった場合。
- 2) 不正な手段によって公認を受けた場合。

(手数料)

第 15 条 企業は要綱細則で定める額の手数料を納めるものとする。

(施行期日)

第 16 条 この要綱は、平成 20 年 5 月 27 日より施行する。

初版 平成 17 年 4 月 1 日

第 2 版 平成 20 年 5 月 27 日